

## 小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続について【更新申請の方】

### 申請日について

意見書の提出をもって申請日といたしますので、お手持ちの受給者証の有効期限の終了日までに意見書を含めた申請書類を提出してください。※1

なお、意見書の提出が有効期限内に間に合わなかった場合でも、「申請日」が「診断年月日(意見書に記載)」から1か月以内(やむを得ない理由※2がある場合は3か月以内)であれば、遡って認定することが可能です。遡った結果、有効期間が切れ目なく続く場合は更新扱いとします。※3

※1 意見書以外の書類を持参された場合でも書類の受領はいたしますが、後日医療意見書を提出いただいた日が申請日となります。

※2 意見書の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した等

※3 18歳以上の方で遡った結果、有効期間が切れた場合は受給者証を交付することはできません。

※4 更新後の有効期限は、原則としてお手持ちの受給者証の有効期限から1年以内です。

### 申請の方法

吹田市すこやか親子室(吹田市立保健センター内)に直接必要書類を提出してください。

来所が難しい場合は、郵送により申請することも可能です。郵送の場合は、書類の記入漏れ及び添付漏れ等の不備がないよう十分に注意してください。

### 申請にあたっての留意事項

- 申請をした場合でも、疾病の症状が認定基準を満たしていなければ、審査の結果により不承認となる場合があります。(不承認の場合はその旨を通知します。)
- その他制度の詳細につきましては、『「小児慢性特定疾病医療費助成制度」利用の手引き』(※吹田市ホームページ掲載)をお読みいただきますようお願いいたします。